



大館市（令和8年度） 特定不妊治療助成について

対象者

- (1) 特定不妊治療が必要と診断を受けたご夫婦（事実上婚姻関係のかたを含む）
- (2) 申請日の1年以上前から、ご夫婦あるいはどちらか一方が大館市に住所を有しているかた
- (3) 秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書を交付されているかた

助成回数

初回の治療開始時の妻の年齢	保険適用回数上限	助成回数上限
40歳未満	1子ごとに6回まで	1子ごとに9回まで うち保険外診療は上限3回まで
40歳～42歳	1子ごとに3回まで	1子ごとに3回まで 保険診療のみ

※不妊治療費助成後、出産した場合又は妊娠12週以降に死産に至った場合は、これまで受けた助成回数をリセット

助成金額

(1) 県助成事業を受けた額を控除した額のうち、下記の金額を限度額として助成

治療区分	治療内容	保険診療 (男性不妊治療分加算)	保険算定回数上限をこえた場合	先進医療診療等
A	新鮮胚移植	9万円/回 (9万円/回)	30万円/回	①先進医療として告示されている不妊治療 上限10万円(1年度1回)
B	凍結胚移植			
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植	3万円/回	10万円/回	
D	体調不良等により、移植のめどが立たず治療終了	9万円/回 (9万円/回)	30万円/回	②先進医療とならない保険適用外の治療 上限30万円(1年度1回)
E	受精できず又は胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常受精等により中止			
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	3万円/回 (9万円/回)	10万円/回	※C.Fの場合は上限10万円
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止		—	
H	採卵準備中、体調不良等により中止		—	

(各証明書手数料、入院代等は除く)

(2) 通院交通費 医療機関までの距離により、通院一回につき、下記の金額を助成

片道 概ね 50km～100km未満：2,000円/回 (限度額 10,000円/年度)
片道 概ね 100km以上：4,000円/回 (限度額 20,000円/年度)

(裏面へ)

申請手続き

- (1) 治療終了後、県助成事業に申請
- (2) 県助成事業の承認決定後、大館市に申請（郵送不可）

※県助成事業の承認決定通知日から、3か月後の月の末日までに手続きを行ってください。

例 承認決定通知日が6月1日の場合、3か月後である9月の末日（9月30日）まで

申請に必要な書類等

※事前に申請日時のご連絡をお願いします。

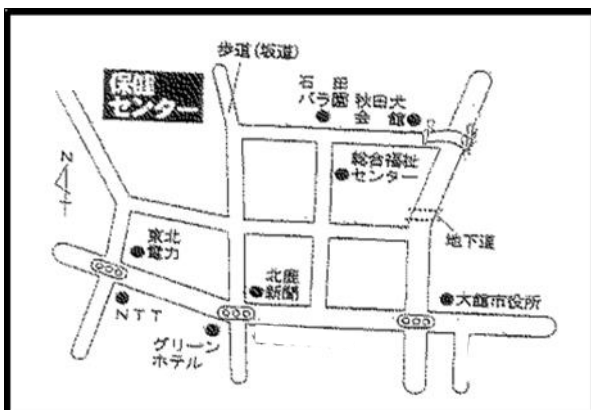
1	大館市不妊治療費等助成金申請書	※「おおだて子育てねっと」からダウンロード可
2	秋田県特定不妊治療費助成事業 受診等証明書 あるいは、 秋田県先進医療等不妊治療費助成事業 受診等証明書（写し）	
3	秋田県特定不妊治療費助成事業 協力医療機関受診等証明書 あるいは、 秋田県先進医療等不妊治療助成事業 協力医療機関受診等証明書（写し）	該当する場合のみ
4	医療機関又は院外処方により薬局が発行した領収書及び領収明細書（写し）	
5	秋田県特定不妊治療費助成事業 承認決定通知書 あるいは、 秋田県先進医療等不妊治療費助成事業 承認決定通知書（写し）	
6	債権者登録申請書 （市役所に口座を登録しているかたは不要）	※「おおだて子育てねっと」からダウンロード可
7	助成金を入金する口座のわかるもの （申請者の口座名義の通帳または、キャッシュカードの写し）	
8	夫婦のうちいずれかが市外に住所を有している場合は、初回に限り住民票（写し） （単身赴任等で市外に居住している場合）	
9	住民登録情報で婚姻が確認できない場合は、初回に限り戸籍謄本（写し） （世帯に同性のきょうだいがあり、婚姻が確認できない場合等）	
10	高額療養費や付加（附加）給付金の決定額が確認できる書類 （支給決定通知書等）	該当する場合のみ

※秋田県特定不妊治療費助成事業は、秋田県ホームページ「幸せはこぶコウノトリ事業」をご覧ください。

北秋田地域振興局大館福祉環境部（大館保健所 TEL52-3952）へお問い合わせください。

※県助成事業の申請と重なる書類は、事前に写しをご用意ください。

— 問い合わせ・申請 —



大館市福祉部 健康課 母子保健係
 こども家庭センターさんまある
 大館市字三ノ丸 55 番地（保健センター内）
 TEL 0186-43-7101

子育て応援ポータルサイト
 「おおだて子育てねっと」掲載

おおだて子育てねっと



不妊治療費支援

